

行財政改革推進指針実施計画の進捗状況をお知らせします

市では令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする行財政改革推進指針実施計画に取り組んでいます。「事務改善による業務効率化とサービス向上」、「職員の育成と資質向上」、「事業の精査と見直し」、「安定した行財政運営実施」の4つの基本目標を掲げ、全18項目の取組項目に取り組んだ結果、令和4年度の進捗状況は、A評価が16項目、B評価が1項目、C評価が1項目となりました。

総務課ウェブページに取組項目ごとの成果を掲載しています。

1 進捗状況

基本目標		評価（令和4年度）		
		A 概ね計画ど おり進捗し ている	B 進捗に一部 遅れがある	C 進捗に大幅 な遅れがあ る
①事務改善による業務効率化とサービス向上	(9項目)	9	-	-
②職員の育成と資質向上	(3項目)	3	-	-
③事業の精査と見直し	(1項目)	-	1	-
④安定した行財政運営実施	(5項目)	4	-	1
合計（全18項目）		16	1	1

2 財政効果額

取組項目	令和4年度	備考
公有財産の 売却・有効活用	目標 30,000千円 効果額 4,285千円	【売却】 土地8筆、354.80㎡
ふるさと納税の 推進	目標 50,000千円 効果額 98,605千円	【個人】 81,206千円(1,966件) 【企業】 17,399千円（12件）
市税等の 徴収率の向上	目標 (市税) 現年98.8%、過年25.5% (国保税) 現年92.8%、過年25.5%	
	効果額 (市税) 現年98.9%、過年24.7% (国保税) 現年93.2%、過年22.4% 23,436千円	
効果額合計	126,326千円	

問合せ 総務課（4階） ☎(20)1519 FAX(20)1602

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することにより、それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

障害の区分	程度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ・音声、言語機能の著しい障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ・1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2

問合せ 国保年金課（2階） ☎(20)1503 FAX(20)1600